

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業

（地方での消費拡大に向けたインバウンド対応支援事業（非常用電源装置等の整備））

災害時におけるJNTO認定観光案内所の業務継続能力の強化を図るため、非常用電源装置等の設備に要する経費の一部について支援。

1. 補助対象事業者 日本政府観光局が、**カテゴリ I 以上の認定をしている又は認定する見込みがある案内所を設置運営する**地方公共団体、民間事業者、日本版DMO等
2. 補助率 国 : 1 / 2
3. 補助対象経費 **非常用電源装置※及び携帯電話充電機器等の整備に要する経費**

非常用電源装置



蓄電池システム

発電機

情報端末への電源供給機器等



情報端末充電機器
※複数台の充電が可能なもの

コードリール等

※ただし、非常用発電機の燃料等については、ランニングコストに該当するため、補助対象外となります。